

海外レポート ～中国・蘇州編～

配信日 2017/1/4
蘇州駐在員事務所 河田 和史

1.はじめに

2016年10月に中国における外資参入に関する法制度が「外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法」(商務部例[2016]3号)の公布・施行を受けて大きく改正されました。従来、外商投資企業の設立や変更に対しては、中国の外商投資に関する主要法律である外資三法(中外合弁経営企業法・中外合作経営企業法・外資企業法)の規定によって、商務部門が厳格な審査許可制度を実施してきましたが、今回の法改正により、届出制へと変更になります。今回は同法制度改正についてレポートします。

2.主な変更点

外商投資企業の設立と変更は、政府が規定する外商投資参入特別管理措置(※1)の分野、いわゆるネガティブリストに該当しない場合、従来の商務部門等による審査・許可を受ける必要がなくなり、指定のオンラインシステムによる関連資料の届出(備案)のみで行えるようになりました。(審査認可制⇒届出制へ変更)

※1 外商投資参入特別管理措置

「外商投資産業指導目録(2015年改定)」の制限類、禁止類、及び奨励類における持分比率・高級管理者に関する要求のあるもの。

3.届出制の範囲

外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)以外の分野における企業の設立及び変更事項

- 基本情報変更
名称、登記住所、企業類型、経営期限、投資業種、業務類型、経営範囲、国家が規定する輸入設備減免範囲に属するかどうか、登録資本金、投資総額、組織機構構成、法定代表人、外商投資企業の最終実権者の情報、連絡人および連絡方式の変更
- 投資者基本情報変更
名前(名称)、国籍あるいは住所(登記地あるいは登記住所)、証書類型及びコード、引受出資額、出資方式、出資期限、資金源泉地、投資者類型の変更
- 持分(株式)、合作權益の変更
- 合併、分割、清算
- 外資企業財産權益の對外抵当讓渡
- 中外合作企業外国合作者の投資の先行回収
- 中外合作企業委託經營管理

※外国投資者による非外商投資企業の買収は、本暫定弁法を適用せず、従来の審査制度が適用されます。

4.制度改定をうけて

中国政府は、対象投資誘致政策を実施して以来、外資系企業が中国で投資を行うことについて、プロジェクトごとに審査を行ってきました。

そのため、外商投資企業は審査・許可を受けるために膨大な時間や費用等を費やしてきましたが、本法律の公布により、設立・変更について手続きが簡素化され、外商投資企業が投資を行いやすい環境が整いつつあります。（商務部門における審査・許可が不要な案件に限定）

(従前)	(本法施行後)
1. 商務部門における設立許可等についての審査・許可 2. 所管工商局での設立登記 ⇒ 営業許可証受領 (商務部門の批准は所管工商局登記の前提条件) 3. 事業開始	1. 所管工商局設立登記・商務部門への届出 (2つの行政手続きを同時進行) ⇒手続きに要する時間が短縮される可能性大 2. 営業許可証受領後、事業開始

5.制度改定による日系企業への影響

例①： 現地法人設立手続に必要な期間の短縮

奨励分類・許可分類の外資非生産型企業設立（販売会社等）の場合、全行程は4ヶ月程度、そのうち、商務部門の審査に要する期間は1ヶ月程度という状況です。審査が不要となることで、1ヶ月程度の所要期間短縮が期待できます。ただ、それ以外の登記（税務・税関・外貨・その他）については、従来と同様です。

例②： スムーズな経営範囲追加で、顧客の要望にスピーディーな対応

貿易業を営む現地法人において、経営範囲で明記していた商品以外のものを顧客より供給依頼を受けた際、従来の「審査認可制」であれば、商品項目を追加する為、「商務部での審査認可」⇒「工商局での営業許可証変更」というプロセスを踏む必要があり、対応出来ず断念されたというお話も伺いました。今回の改正により、「商務部への届出」のみで経営範囲を追加できるようになれば、顧客の要望に素早く対応することが可能となります。

例③： 減資手続

理論的には許可申請が不要となることで、減資も簡易になると思われそうですが、外資三法の減資規定は、依然として「原則禁止であり、総投資や生産規模に変化が生じ、確実に減資が認められる場合に商務主幹部門に許可申請が出来る」とされており、不透明な状況です。

6.最後に

今回の改正は、外国投資者による投資活動の利便性が大幅に向上するものとなりますが、詳細な規定が不十分であることや、その実務において関連規定や関係機関との関わりもあるため、各地で届出および登記手続に関する対応が異なる、あるいは所要時間の把握が困難となること等が予想されます。

弊行蘇州事務所で専門家にヒヤリングする中でも、「手探りの状態にある」、「関係部署が異なるので、どのようにオペレーションされていくか不透明であり、現場での混乱が続く懸念がある」といったお話を伺いました。行政当局の理解の違いにより、制度過渡期には様々な混乱が予想されます。今後の実務運用状況を確認しながら、対応していく必要があります。

【ミニコラム①】浙江省「義烏」(ぎう YIWU) を視察

弊行が特別協賛しました、一般財団法人 大阪国際経済振興センター主催「浙江省輸出商品(大阪)交易会」開催後の現地商談視察ツアーのアテンドという形で、浙江省「義烏」を視察してきました。

通称、「福田市場」と呼ばれる義烏市にあるメインの卸売市場(義烏国際商貿城)は、常設ブースが東京ドーム30個分の広さがある世界最大の日用雑貨卸売市場(全5区)となっており、約7万軒の商店に40万種類以上の商品が陳列されています。1小間3m×3mの商店が延々と並んでいて、区ごと、階ごとに同一業種、取扱品目の店舗が集約されています。

日系企業は既に卸売企業へ納品しているメーカーと接点を持っていることが多いためか、近年日本人バイヤーは少なく、また出店企業がターゲットにしているのも大量ロットが期待出来るアフリカや中東企業とのことでした。世界最大規模で日用品消費財やギフト商品、アパレル・テキスタイル等が集ま



っており、初めての訪問では、お目当ての品を見つけることも大変かもしれません。義烏の卸売市場視察をご検討されている企業様がいらっしゃいましたら、弊行までご連絡下さい。情報提供やアテンド等のサポートをさせていただきます。

【ミニコラム②】蘇州で聴く除夜の鐘

中国から渡来したとも言われている除夜の鐘を撞く習慣。蘇州では池田市日中友好協会名誉会長、蘇州市名誉市民でもある故藤尾昭氏の提案により「寒山寺新年聴鐘声活動」として、寒山寺にて毎年行われています。1979年12月31日を初回とし昨年で38回目を迎えました。本堂前に数千人の観衆が集まり、また蘇州市長を始めとした蘇州市政府役職員も多数参加する一大イベントです。

その鐘は日本同様108回、連続して繰り返し撞かれます。

異国で聴く除夜の鐘、趣のある貴重な経験です。



寒山寺ホームページより

【池田泉州銀行蘇州駐在員事務所概要】

設立：2006年9月

住所：江蘇省蘇州市吳中区宝帯東路399号 麗豊商業中心2幢A座707-709室

職員：日本人2名、中国人1名 計3名

活動内容：投資環境調査、法務・税務・労務等の情報提供、中国事業展開に関するご相談

1. このレポートの内容は、情報の提供を目的としたものであり、本レポートに関連して生じた一切の損害について、株式会社池田泉州銀行（以下「当行」という）および当行グループは責任を負いません。ビジネスに係る最終決定はお客様ご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
2. このレポートに記載されている情報には公開情報からの引用および著者の個人的見解が含まれております。かかる情報の正確性・適切性等について当行および当行グループは何らの検証も行っておらず、また、これを保証するものではありません。
3. このレポートの内容は、お客さま限りでご使用下さい。当行および当行グループの事前承諾なく、本レポートの全部若しくは一部を引用または、複製、転送等により使用することを禁じます。